

津市特命参与の取扱いに関する要綱

平成24年3月28日訓第7号

改正 平成31年3月29日訓第19号

(趣旨)

第1条 この要綱は、特命参与（以下「参与」という。）の職務、任用、給与その他勤務条件等に関し必要な事項を定めるものとする。

(職務)

第2条 参与は、上司の命を受けて重要な事項、渉外的及び専門的な事項等について、企画し、及び調整し、調査し、並びに報告する。

(身分)

第3条 参与は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第3項第3号の規定により任用される臨時の参与とする。

(任用)

第4条 参与の任用は、業務に必要があると認められるときは、津市職員の任免に関する規則（平成18年津市規則第17号）第8条の規定を準用し、これを行うものとする。

(任用の期間)

第5条 任用の期間は、1年以内とする。ただし、再任することを妨げない。
2 参与の再任に当たっては、その任期の通算年数は、5年を超えることができない。ただし、市長が必要があると認め、かつ、あらかじめ参与の承諾を得たときは、この限りでない。

(賃金)

第6条 参与の賃金は月額とし、その支給額は別に定める。

(勤務時間)

第7条 参与の勤務時間は、法第17条第1項の規定により任命される常勤の職員の例による。

(服務)

第8条 参与の服務については、この規程に定めるもののほか、津市職員服務規程（平成18年津市訓令第17号）の規定を準用する。

(公務災害補償)

第9条 参与の公務災害補償等については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

（委任）

第10条 この要綱に定めるもののほか、参与に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この訓は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成31年3月29日訓第19号）

この訓は、平成31年4月1日から施行し、改正後の第5条第2項の規定は、平成32年4月1日以後に新たに任用される参与について適用する。